

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省元一⑩)

<p>政策分野名 【施策名】</p>	<p>多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等</p>					<p>担当部局名</p>	<p>農村振興局 【農村振興局都市農村交流課】</p>			
<p>政策の概要 【施策の概要】</p>	<p>国民の農業・農村に対する理解と関心を深め、多様な人材を取り込むとともに、国民が豊かさを実感することができる社会の構築に貢献する観点から、都市農村交流や農村への移住・定住の促進、都市農業の振興を図る必要がある。 このため、農業を軸に多様な分野との連携を深めるとともに、移住・定住へと発展させていくために、都市と農村の交流を促進する。また、都市農業の振興を図るため、都市農業の持つ機能・効果に対する都市住民の理解を促進する。</p>					<p>政策評価体系上の位置付け</p>	<p>農村の振興(産業、農村機能)</p>			
<p>政策に関係する内閣の重要政策</p>	<p>食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日) 第3章(3)多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等 我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画(平成23年10月25日) III 戦略2(2)消費者との絆の強化 農林水産業・地域の活力創造プラン(平成28年11月29日改訂) III.7.人口減少社会における農山漁村の活性化 ②福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり ④消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興 攻めの農林水産業推進本部とりまとめ(重点事項)(平成25年12月) 4.重点事項10⑤グリーン・ツーリズムの推進 ⑦消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興 明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月30日) 未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 第2I[4]1.(3)i)①生産現場の強化 経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定) 第2章5.(4)②観光立国の実現</p>					<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>令和3年8月</p>			
<p>施策(1)</p>	<p>都市と農村の交流等</p>									
<p>施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】</p>	<p>国民の農業・農村に対する理解と関心を深め、多様な人材を取り込むとともに、国民が豊かさを実感することができる社会の構築に貢献する観点から、都市農村交流や農村への移住・定住の促進を図る必要がある。 このため、多様な分野との連携を深めるとともに、移住・定住へと発展させていくために、都市と農村の交流を促進する。</p>									
<p>目標① 【達成すべき目標】</p>	<p>国民及び訪日外国人旅行者のグリーン・ツーリズム(注1)の潜在需要への強化</p>									
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>	<p>目標値</p>	<p>年度ごとの目標値</p>					<p>指標一 計算分類</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>ア グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数</p>	<p>1,099 万人/年</p>	<p>1,450 万人/年</p>	<p>令和2年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>29年度</p>	<p>30年度</p>	<p>元年度</p>		
	<p>平成27年度</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>1,169 万人/年</p>	<p>1,239 万人/年</p>	<p>1,309 万人/年</p>	<p>1,379 万人/年</p>			
<p>把握の方法</p>	<p>「農林業センサス及び漁業センサス」(農林水産省統計部)、「訪日外客数統計」(日本政府観光局)及び農林水産省農村振興局調べにより把握。</p>									
<p>達成度合いの判定方法</p>	<p>達成度合 = (当該年度実績値 - 基準値) / (当該年度目標値 - 基準値) × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満</p>									

施策(2)	都市及びその周辺の地域における農業の振興											
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	新鮮な農産物の供給、農作業体験の場や防災空間の確保等、都市農業が有する多様な機能の発揮のため、都市農業の振興に向けた取組を推進する必要がある。このため、都市農業の有する機能・効果に対する都市住民の理解の促進を図る。											
目標① 【達成すべき目標】	都市住民に対する都市農業の理解の促進											
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
			基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度			30年度	元年度	
都市住民を対象とした都市農業に対する意識・意向調査 ア 【AP改革項目関連：社会資本整備等分野①】	肯定的評価の割合 52%	平成23年度	肯定的評価の割合 70%	令和2年度	60%	62%	64%	66%	68%	F↑一直	都市農業振興基本法第3条において、都市農業の振興に関する施策は、幅広い国民の都市農業の有する多様な機能についての理解の下に推進されなければならないと規定されている。このため、都市農業について国民の理解が得られていることを確認し得る指標として、「地産地消による新鮮で安全な食料の供給」、「身近な農業体験・交流活動の場の提供」、「防災空間の確保」についての意識・意向調査を選定した。 都市農業についての国民の理解は、必ずしも短期間で得られるものではないことから、毎年度、2%ずつ増加することを見込んで、令和2年度において、都市住民のおよそ3人に2人の理解が得られることとして、70%を設定した。 また、目標年度については、食料・農業・農村基本計画が、10年程度先を見通して定められていることから、令和2年度とした。 【コンパクトシティの形成において、多様な機能を有する都市農地は、良好な市街地環境を形成する観点から、その保全・活用を図ること等が必要とされている。都市農業についての幅広い国民の理解の高まりは、コンパクトシティの形成促進に寄与するものである。】	
	把握の方法	「都市農業・都市農地に関するアンケート調査」(農林水産省農村振興局)により把握。										
	達成度合いの判定方法	達成度合 = (当該年度実績値 / 当該年度目標値) × 100 A ⁺ ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			元年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成31年度 行政事業レ ビュー 事業番号					
	28年度 [百万円]	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]									
(1) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年)	—	—	—	—	(1)-①-ア	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤の整備を促進し、ゆとりある国民生活の確保と農山漁村地域の振興に資する。農林漁業体験宿泊の登録制度等を実施することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与する。	—					
(2) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年)	—	—	—	—	(1)-①-ア	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進捗することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与する。	—					
(3) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成20年)	—	—	—	—	(1)-①-ア	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を生かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進するため、観光圏整備計画を作成し、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成による農山漁村地域の活性化に資する。国際競争力の高い魅力ある観光地の形成による農山漁村地域の活性化及び都市と農山漁村の共生・対流を推進することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与する。	—					
(4) 市民農園整備促進法(平成2年)	—	—	—	—	(2)-①-ア	特定農地貸付けに加え市民農園施設の整備を促進するため、都市計画法等の特例を規定し、健康的でゆとりのある国民生活の確保、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資する。市民農園の整備を適正かつ円滑に推進することにより、身近な農業体験や農家と都市住民の交流の場の提供に寄与し、もって都市住民に対する都市農業の理解の促進に寄与する。	—					

(5)	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 (平成元年)	—	—	—	—	(2)-①-ア	市民農園を開設する場合の農地法等の特例を規定し、趣味的な利用を目的とした都市住民等への農地の貸付けを可能とするもの。 市民農園の整備を適正かつ円滑に推進することにより、身近な農業体験や農家と都市住民の交流の場の提供に寄与し、もって都市住民に対する都市農業の理解の促進に寄与する。	—
(6)	都市農業振興基本法 (平成27年)	—	—	—	—	(2)-①-ア	都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資するもの。 都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に寄与する。	—
(7)	都市農地の貸借の円滑化に関する法律 (平成30年)	—	—	—	—	(2)-①-ア	都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、もって健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に寄与する。	—
(8)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:30-3,7,8,12,14,15,17,18,19,22)	7,326 の内数 (7,011 の内数)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	9,809 の内数	(1)-①-ア (2)-①-ア	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化、都市農業の振興を通じた都市農業の理解の促進に寄与する。	0204
(9)	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(農住組合関係) (昭和56年度)	<0> (<0>)	<0> (<0>)	<0>	—	(2)-①-ア	(租税特別措置法第65条の10) 法人が、農住組合法による交換分合により交換取得資産を取得した場合、圧縮限度額の範囲でその帳簿価格を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を損金算入することができる制度。 本措置において、市民農園等「農」の営みを体験する場を都市住民に提供すること等を促進することにより、都市住民に対する都市農業の理解の促進に寄与する。	—
(10)	都市農地が公共収用等のために譲渡される場合の納税猶予等の継続の特例 (平成26年度)	<388> (<41,533 の内数)	<370> (<40,528 の内数)	<352>	—	(2)-①-ア	(租税特別措置法第70条の4第15項の一部、第16項、第70条の6第19項の一部、第20項) 三大都市圏特定市において、公共収用等のために納税猶予の適用農地を譲渡する場合、譲渡後新たに取得する宅地化農地等や、相続時に納税猶予を適用しなかった農地等であっても、譲渡後1年以内に生産緑地指定等を完了すれば、納税猶予の継続を認める制度。 本措置において、市民農園等「農」の営みを体験する場を都市住民に提供すること等を促進することにより、都市住民に対する都市農業の理解の促進に寄与する。	—
政策の予算額[百万円]		641 <19,179>	446 <18,317>	0 <20,813>	0 <20,097>			
政策の執行額[百万円]		565 <18,727>	300 <17,494>					

(注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)政策の予算額及び政策の執行額について、複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

参考資料

1. 用語解説

注1	グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ潜在型の余暇活動。農産物直売所等での地元農林水産物の購入など日帰りを中心としたものから、農林漁家民宿等での短期～長期の宿泊滞在を通じた農林水産業・農山漁村体験まで様々なタイプの都市農山漁村交流を幅広く含むもの。
注2	交流人口	観光、レジャー、ビジネス等を目的として、一時的・短期的に当該地域を訪れる(交流する)人口のこと。